

件名	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 52 号）の全部を改正する条例
主管課	障がい福祉課
根拠法令等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 条例改正理由</p> <p>令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 3 年 4 月 1 日から施行されるため、県条例を国の基準に準じて改正する。</p> <p>2 主な改正概要</p> <p>(1)虐待防止に係る責任者や委員会設置等の義務化 (2)障害児入所施設の人員基準の見直し (3)感染症や災害に備えた取組みを推進するための運営基準の見直し (4)適切な職場・労働環境を整えるためハラスメント対策を運営基準に追加 (5)障害児入所施設の基準の特例の延長</p> <p>3 改正する条例</p> <p>愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 52 号）</p> <p>4 その他</p> <p>今回の改正にあわせて、基準条例の規定の仕方について、省令の名称を引用する「引用方式」により改正する。</p>	
施行日	令和 3 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	